

水道料金・下水道使用料等に係る消費税率が変わります

消費税法の改正に伴い、水道料金・下水道使用料・水道利用加入金に新税率が適用されます。そのため、水道料金・下水道使用料および水道利用加入金に係る消費税率が5%から8%に改定されます。

● **新税率の適用開始日**／4月1日(火)

● **経過措置（水道料金および下水道使用料）**／

改正に当たっては、法令等により新税率適用開始日以降の料金等についても、一定のものについては改正前の税率を適用するなどの経過措置が講じられています。

● **経過措置の概要（水道料金および下水道使用料）**／

適用開始日の4月1日をまたいで上下水道を使用し、4月中に新税率の適用開始日以降初めての検針日がある場合は、その料金等には旧税率が適用されます。

また同様に、5月以降に新税率の適用開始日以降初めての検針日がある場合は、その料金等の一部または全部について旧税率が適用されます。

※水道利用加入金に経過措置はありません。

※水道料金、下水道使用料および水道利用加入金についての詳細は市ホームページをご覧ください。

水道料金および下水道使用料に係る影響額（モデル例・2か月当たり）

	口径	使用水量	区分	料金等		影響額	
				旧税率 5%	新税率 8%		合計
单身世帯	13mm	14㎥	水道料金	1,648円	1,695円	47円	77円
			下水道使用料	1,050円	1,080円	30円	
4人世帯	20mm	56㎥	水道料金	6,426円	6,609円	183円	274円
			下水道使用料	3,213円	3,304円	91円	

※平成24年度市民一人当たりの平均使用水量（1か月当たり7㎥）からの試算

問／水道料金について……………水道経営課 ☎462-3366
下水道使用料について………下水道課 ☎463-0916
水道利用加入金について…水道施設課 ☎463-8699